

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
商法			

評価(ABCD)

A

策 | 設問 |

1. 甲は、Bに対して拒^レひ^レ返^上した退職金相当額の返還を求め、
不当利得^ニの基^ニ返還請求（民法703条）している。甲の請求が認められる。

2. 未就、退職慰労金が B に発生しているか

5 (1)退職慰労金は、報酬の後の払いの性質と功勞報償という性質を有している。退職金は、相互に将来における自身の退職時に多く請求するという公平防止の目的を以て、会社法(以下法名省略)361条の趣旨が妥当であるため、「報酬等」(361条1項柱書)にあたる。

そのため取締役、退職慰労金等の決定は、株主総会の決議
10 によって定めなければならない(261条1項13)。

(2) もっとも、本件では、株主総会決議により決定していることが、その効力が認められる問題となる。

前述のとおり、361条項は、取締役の報酬の不適当性を防止するもの
株主総会決議を要求した趣旨である。よってとすれば、取締役の報酬の

15 使用がある
 万が一停止に防止に必要ならば、梅主税令決定は不要であると考え。

本件では、甲社は、非公開会社（2条5号参照）であり、Aは甲社の株主で95%を保有しており、残りの5%はAの親族5名が保有しているという身内による経営である。また、退職金（退職金）の支給については、取締役の退任が決めるとは、資本金、年数、役職、功労の程度を勘案してAが退職金を受け取る。

20 労金ハ金額ヲ決定シテハ、経理課長ニ命じて直ちに同額を支給シ、
次ノ定時給金に於いて貸借対照表ニ注記するに由、A以外ノ株主に
退職金^{退職金}ハ^{支給}給するに由^{注記}せられた。この様な運用は、株式95%を保有する

Aが金額を決めていることから、実質的に株主総会の決議があると同視し得る。そのため、取締役の報酬についてはお年寄りや防犯などを軍用があるといえるので、株主総会決議を経ないことも~~可能~~な効力がある。

3, ~~対~~ $\Rightarrow$ $\Leftarrow$: A は B の部分集合に於て、 B における任意の x に対して $x \in A$ である。

設問1、2、いずれも
問題文の事実を的確に
使い、よく書いており
ます。

この調子で頑張ってください。

設問1については、念のため、末尾の参考メモの判例は復習しておいてください。

対し退職慰労金の額を0と決定をしたが、これは認めらるるか。

退職慰労金は報酬の後の性格と功労報償的性格を有し

いる。すなわち、取締役の退職慰労金^{などの}報酬は、会社と取締役の

委任関係に基づきものである。したがってすれば、取締役の同意なしに報酬

を支給することはできないと考へる。~~それは、取~~

本件では、Bは10年来取締役在任中に相当の功績を上げている。

また、旧来退職慰労金の支給基準が^{0円は}すなわち低額であるから、

過去に退職退給金を0と決定したという状況下では、このような状況

からすれば、甲の営業方針でAと対立したことの原因として

退職慰労金を0円としたと推認することはできる。そして、これらのこと

によつて、取締役Bは同意しているとはいえない。

したがって、AがBの退職慰労金を0円にしたことは違法である。

4) 以上より、Bには従来の基準に従った場合に支給される退職慰労

金相当額が発生しているといえ、甲による返還請求は信義則に

違反するとして、返還義務がない。

よつて、甲の請求は認められない。

第2 設問2

1. 本件主張が認めらるるか。まず、本件土地の取得に必要な

取締役会決議がないといふことが必要である。

2. まず、本件土地の取得は「重要な財産の譲受け」(362条4項1号)

に該当するか。

重要な財産の譲受けに該当するかといふのは、総資産に占める割合、金額

保有目的、従来の態様など諸般の事情を考慮して考へる。

本件土地の価格は3億5000万円であるといふ。総資産^{と推定}30億円、10/10

パーセント以上であるといふ。本件土地は甲社の業務を拡大するものである

から、その金額が大きいから、「重要な財産の譲受け」に該当する。

3. 本件土地の取得は「重要な財産の譲受け」に該当するから、取締

役会決議(369 362条4項1号、369条1項)が必要である。もっとも、

取締役会決議の招集に際し、取締役Gに招集通知が行われて

いないため、取締役会決議は無効となるか。

報酬請求権が発生していると考えておられるはずですので、Bの主張前段を認めれば足り、Bの主張後段(信義則)に触れる必要はなかったかもしれません。厳しい時間制限のなかで書いておられるのであまり気にする必要はないですが、念のため、復習の際に再検討しておいてください。

招集通知の条文である368条1項は摘示されたほうがよろしいかと思ひます。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

評価(ABCD)

5

10

4. 取締役会決議は、議決に加ふるこれに於ける取締役の過半数が出席し、その過半数を以て行ふ(369条1項)

15

5. 何れが有知存取の役を決定する、重要な見極、読者のEVA
場合の無効と主眼になるか

20

民法 43条 在代理权^{権限}范围内^{範囲内}所为^{した}行为^{行為}又是有^{ある}过失^{過失}的^{もの}代理^{代理}人^人受^受其^其损害^{損害}。即^即知^知其^其代理^{代理}权^権已^已消^消灭^滅。即^即知^知其^其代理^{代理}权^権已^已消^消灭^滅。

6. 以上列 C 中重要对有岛集云云。本件主理书记官 以上

25

	【参考メモ】
	《設問1》
5	◆H21.12.18判例
	・結論：
	株主総会決議×→ 報酬請求権の成立×→ 返還必要（不当利得）→返還制限（信義則）○
	・理由：
	①受給者の信頼（従前から株主総会なし＋99%株主代表者の決裁でかえてきた→ 支給催告・送金後約1年経過→ 決済ありと信じて無理からぬ）
10	②支給者の認識（代表者が送金直後に知情→ 事実上黙認）
	③功勞の存在（従前の退任取締役と同等以上の業績）
	c f.参照条文： 会社法361条1項、民法1条2項、703条等
	【参考メモ】
	《設問2》
	◆S44.12.2判例
15	・明文上、取締役全員に通知義務あり→ 名目取締役にも通知義務
	・招集手続瑕疵→ 特段の事情ない限り無効→ 当該取締役が出席しても意思決定に影響がなかったか
	c f.参照条文： 会社法368条1項、369条1項等
	◆判例百選の解説（学説のいう考慮要素）
	・他の取締役との関係で占める実質的影響力、予想される意見、立場と決議内容との関係など
20	(青井)
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。